

道占用申請審査表

[申請書編]

フリック	項 目	審 査 内 容
	申請書等の部数 (紙申請の場合)	・様式第5…1部、添付図面…3部。 (事務所用、出張所用、警察協議用。警察協議が不要の場合は2部。工事計画書が利用できる場合は警察協議用1部のみ。)
	許可申請書、協議の別	「許可申請」－「第32条」－「許可を申請」 「協 議」－「第35条」－「協 議」 いずれかを○で囲んでいること。 (道路法第35条の国等の申請に係るものは協議、それ以外は許可申請。)
	新規、変更、更新の別	①該当するものを○で囲んでいること。 ②更新、変更の場合は従前の許可書の番号、年月日が記載されていること。
	申請年月日	申請書を提出した年月日が記載されていること。
	住所・氏名	a. 個人の場合→住所、氏名、電話番号が記載され、申請書に捺印されていること。 b. 法人の場合→主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名、担当者の連絡先及び電話番号が記載され、法人印及び代表者印が捺印されていること。
	占用の目的	占用の目的が明確にわかるよう、具体的に記載されていること。例、住居新築に伴う給水管の設置。ビル新築のための足場設置。等
	占用の場所	①路線名が記載されていること。 ②占用の場所は番地まで記載されていること。(例、〇〇市大字〇〇15番地地先等) ③占用の場所が複数にわたる場合は起点と終点が記載されていること。
	占用物件	①申請物件は占用許可できる物件であること。(道路法第32条第1項に該当していること。) ②図面と申請書の内容、数量は整合していること。 ③名称、規格、数量は正しく記載されていること。(占用料算定の基礎となるので正確に記載すること。) a. 名称記載例。自家用看板、足場、日除け、上水道管 等 b. 規模記載例。高さ、幅、長さ 等 c. 数量記載例。面積、延長、本数 等
	占用の期間	①占用の期間が記載されていること。 ②占用の期間は基準で定められた期間内であること。(公益物件10年以内、その他の物件5年以内。)
	工事の期間	工事の実施期間が記載されていること。
	道路復旧の方法	例。原形復旧、指示のとおり 等と記載されていること。
	占用物件の構造	例。自家用看板→アクリル、ガラス、アルミ、強化プラスチック 等 管路→硬質塩化ビニール管、鋳鉄管、鋼管 等と記載されていること。
	工事の実施方法	例。請負、夜間工事 等と記載されていること。
	添付書類	道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載していること。
	変更の許可申請の場合	関係する欄に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを括弧書きしていること。

[申請書編：その2]

チェック	項目	審査内容
	警察協議	「有・無」の該当する方を○で囲んでいること。警察協議が必要な場合、出張所で行っていること。
申請書・別記様式第3・第4	舗装完了年月日	道路の掘り返し工事を伴う場合、申請箇所の舗装年月日が記載されていること。 (掘り返しの規制期間等を確認)
	路線別・距離標 歩道／車道の別	①路線名、距離標が正しく記載されていること。 ②歩道・車道の該当する方を○で囲んでいること。
	上／下の別 縦／横の別	①上り線の占有の場合は「上」、下り線の場合は「下」を○で囲んでいること。 ②縦断的な占有については「縦」、横断的な占有については「横」を○で囲んでいること。
	(出張所) 文書番号・日付	出張所からの副申に係る文書番号、日付が記入されていること。

[共通審査編]

チェック	項目	審査内容
	受付が適切に行われていること。	<p><出張所> 申請書を受け付けた時点で、受付印を押印し、日付、番号を記入し、受付簿に記載していること。</p> <p><事務所> 副申請書を受け付けた時点で、受付印を押印し、日付、番号を記入し、受付簿に記入していること。</p>
	警察協議の要否 (別記様式第1)	警察協議の要否について判断済であること。警察協議が必要な場合は、別記様式第1に文書番号、日付を記入し、出張所印を押印して、出張所から所轄警察署に送付していること。
	出張所での記入は適切であること。 (別記様式第3・第4)	<p>別記様式第3、第4の次の項目が、出張所で正しく記入されていること。</p> <p>①警察協議「有・無」 ②舗装完成年月日 ③路線名 ④距離標 ⑤「歩道・車道」 ⑥「上・下」 ⑦「縦・横」 ⑧調査日、立会日</p>
	掘り返し規制の対象外であること。	道路の掘り返しが伴う場合、上記②舗装完成年月日より掘り返し規制の対象外であることを確認すること。
	申請物件は許可対象物件であること。	道路法第32条第1項(施行令第7条各号を含む。)に限定列挙されている物件であること。
	占用期間は適当であること。	施行令第9条の期間以内であること。(公益物件10年以内、その他の物件5年以内。)
	工事の期間は適当であること。	工事方法、交通量、安全性等から最も適切な期間であること。(掘り返しを伴う場合は原則として年度末は認めないこと。)
	材料、構造に問題ないこと。	地震、台風等により倒壊等の恐れがないこと。場合によっては構造計算書等を添付させること。
	安全対策は万全であること。	迂回路や仮歩道の設置、指示標識等の配置は適切であること。
	路面復旧の確実性。	申請者(申請者が委託した業者を含む。)の施工能力、復旧方法に問題はないこと。
	必要図面は添付されていること。	図面には必要に応じて官民境界を記入させること。図面の種類については「添付図書編」参照のこと。
	将来計画、他の占用工事と調整がとれていること。	<p>①申請物件が将来の道路工事計画、都市計画等の障害とならないこと。</p> <p>②他の占用物件の工事工程と調整がとれていること。</p>
	副申は適正に行われていること。 (別記様式第4)	<出張所> 事務所への副申にあたっては文書番号、日付が正しく記入され、出張所長印が押印されていること。
	許可は適正に行われていること。 (別記様式第3)	<事務所> 事務所長決裁後、許可回答年月日、許可回答番号を記入し、事務所長印が押印されていること。
	占用台帳等への記載。	占用台帳等に正確に記載されていること。
	許可書の送付、交付。	事務所から出張所へ許可書を送付し、出張所から申請者へ許可書を交付すること。(受領の確認記載等を行っていること。)

[添付図書編]

チェック	項	審査内容	備考
	位置図	必要に応じ添付されていること。主要建築物など目印になるものを記入して、方位、交差道路などを記入していること。	
	平面図	縮尺は 1/500 ～ 1/1000 程度で作成されていること。方位、縮尺、起終点側、地名表示、道路現況、道路構造物、他の占用物件等の位置を記入してある外、官民境界線が明示されていること。	
	断面図	必要に応じ添付され、縮尺は 1/100 ～ 1/200 程度で作成されていること。道路構造物、他の占用物件、縮尺を記入して、必要に応じて縦断図(1/100 ～ 1/500 程度)も作成されていること。	
	構造図	必要に応じ添付され、縮尺は 1/50 程度で作成されていること。 ※軽易なものは、見取図でも可。 各構造物の名称、主要部分の寸法を記入していること。 なお、特殊な場合は構造計算書も添付されていること。	
	保安施設図	保安要員、歩行者通路、標識、夜間照明、クッションドラムなどの配置や交通規制方法などを記入していること。 ※場合によってはパターン図でも可。	
	占用理由書	必要に応じ、添付されていること。	
	承諾書・契約書等	共架電線類、共同収容等の二次占用物件等必要に応じて一時占用者との契約内容が申請書に記載されていること。	
	その他	その他必要に応じて道路管理者（維持出張所等）が指示するものを添付していること。	

※事案（物件）により必要な場合と不必要な場合があるので、申請者及び窓口において打ち合わせすること。

※構造図等、申請書裏面に記載が可能な場合は、当該図面の提出を省略することができる。

[法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物編]

項 目	種別	審 査 内 容
電 柱 ・ 電 話 柱 そ の 他 の 柱 類		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用場所が「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づく電線共同溝整備道路に該当しないこと。（占用の制限）
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として法敷に設けられていること。法敷のない道路にあつては路端よりに設けられていること。（ただし、歩道を有する道路にあつては、歩道内の車道寄りに設けることも可。）
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一線路に係る電柱は、道路の同一側に設けられていること。更に、歩道を有しない道路にあつて、その対側に占用物件がある場合においては、これと 8 m 以上の距離を保っていること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱の脚ていは、路面から 1. 8 m 以上の高さに、道路の方向と平行して設けられていること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 有線テレビジョン放送事業者が、当該事業の用に供するために設置する自社柱に該当しないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 相当強度の風雨、地震等に耐える強固なものであり、かつ倒壊の恐れがないこと。
地 上 電 線 類		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用場所が「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づく電線共同溝整備道路に該当しないこと。（占用の制限）
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが路面から 5 m 以上（共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合は 4. 5 m 以上）あること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道上においては、高さが 2. 5 m 以上あること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 共架する場合においては、相互に錯そうすることなく、保安上支障がない程度に接近していること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路を横断する必要がある場合においては、原則として直角に横断していること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないよう、支持されていること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁添架については、けたの両側又は床版の下に添架されており、橋の強度に影響を与えない構造であること。
地 下 電 線 類		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路を横断して埋設する場合を除いて、原則として車道以外（歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の 3 分の 2 に相当する路面の中央部以外）の場所に埋設されていること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあつては 0. 8 m 以上、歩道の地下にあつては 0. 6 m 以上であること。（ただし、限定された管種、口径に限

項 目	種別	審 査 内 容
		り0.6mまで浅くすることができる。)
P H S 無線基地局等		・ 広告物の添加及び塗装は一切行わないものであること。
		・ 色彩は、周囲の環境と調和するものであること。
		・ 外形寸法は、概ね現在規定されている大きさ以下であること。
		・ 取り付け方法は、堅固で落下等のおそれがないものであり、添加する工作物の倒壊等のおそれがなく、道路の構造又は交通に支障のないものであること。
		・ 既存の電柱、電話柱、電話ボックスなどの工作物及び街灯などの道路附属物への添加であること。（独自の電柱等の新設は認められない。）
		・ 基地局の設置は、原則、共用基地局とし、共用基地局とならない場合は、1柱につき1基地局であること。
		・ 道路地下空間に基地局を設置する場合は、地下街等の天井又は壁面に取り付け、落下等のおそれがないものであること。
		・ 道路地下空間に制御装置を設置する場合は、当該施設の保守管理及び道路地下空間の通行を十分配慮し、地下事務室等一般の通行と隔離した場所であること。
		・ いわゆる1次占有者である当該添加工作物管理者所要の事務手続を了しているものであること。
		・ 基地局及び配線、配管について、取り付け方法、色彩等を工夫し、できる限り目立たないものであること。
	・ 横断歩道橋等への設置にあたっては、利用者の手の届かない場所等に設置するものであること。	
光アクセス装置等 (R T 等)		・ 広告物の添加及び塗装は一切行わないものであること。
		・ 色彩は、周囲の環境と調和するものであること。
		・ 外形寸法は、概ね現在規定されている大きさ以下であること。
		・ 取り付け方法は、堅固で落下等のおそれがなく、添加する工作物の倒壊等のおそれがなく、道路の構造又は交通に支障のないものであること。
		・ 添加する電柱は、既存の電柱又は既存の電柱から立替えを行ったバッテリー内蔵型電柱であること。
		・ バッテリー設置台の埋設場所は、道路の構造の保全又は交通の支障とならない場所であること。

[法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件編]

項 目	チェック	審 査 内 容
管 類		・道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
		・車道部の地下の占用については、占用場所が「共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づく共同溝整備道路に該当しないこと。（占用の制限）
		・原則として、歩道の地下に埋設されていること（横断を除く）。
		・水管、ガス管の本線については、その頂部と路面との距離は 1.2 m 以上であること。（ただし、限定された管種、口径に限り 0.6 m まで浅くすることができる。）
		・下水道管の本線については、その頂部と路面との距離は 3.0 m 以上であること。（ただし、限定された管種、口径に限り 1.0 m まで浅くすることができる。）
		・他の埋設管との離隔距離は、原則として 0.3 m 以上確保されていること。
		・埋設管の種類、管径等については、「道路地下占用物件の取扱いについて」（平成 7 年 3 月 13 日付け建東道政第 106 号）の別表に適合していること。
		・必要に応じて応力計算書が添付されていること。
		・道路を横断して埋設管を敷設する場合は、原則として推進（押込）工法がとられていること。
		・推進工法における立抗については、横断方向に推進する場合は原則として歩車道以外の箇所、縦断方向に推進する場合は原則として車道以外の箇所に設置されていること。
		・マンホールは、車道以外に設置されていること。
		・堅固で耐久力を有する構造であるとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
	・車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を及ぼさない構造であること。	

[法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる物件編]

項 目	チェック	審 査 内 容
日 除 け		・広告等の表示がないこと。（広告等の表示があるものは突出看板となります。）
		・最下部と路面との距離は 2.5 m（車道にあつては 4.5 m）以上確保されていること。
		・出幅は、官民境界から 1 m 以内であること。
		・相当程度の風雨、地震等に耐える強固なものであること。
		・構造、色彩等は信号機、道路標識に類似していないこと。また、それらの効用を妨げないこと。

[施行令第7条第1号に掲げる物件編]

項 目	種別	審 査 内 容
添 加 看 板 等		<ul style="list-style-type: none"> ・最下部と路面部との距離は、2.5m（車道にあつては4.5m）以上確保されていること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、道路中央側に突き出していないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> ・電柱、街灯等の柱類に添加する添加看板等の大きさは、縦1.5m以内、横0.8m以内且つ表示面積は1.0㎡以内であること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・1柱につき1固の添加となっていること。（但し、市街地については、1柱につき、取付1固、巻付1固まで可）
		<ul style="list-style-type: none"> ・電柱に添加する看板等の相互間の距離は、道路一側につき、2.0m以上としていること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・はり紙、ぬり広告等については、路上工作物又は物件に直接貼付又は塗装していないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> ・二次占用にあたる場合、既設工作物（占用物件）の所有者の了解を得ていること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・相当強度の風雨、地震等に耐える強固なものであること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・構造、色彩等は信号機、道路標識に類似していないこと。また、それらの効用を妨げないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン及び表示内容は美観風致を考慮したものであること。
突 出 看 板 等		<ul style="list-style-type: none"> ・自家用看板等に限るものとし、1事業者、営業所等に2個以内であること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・最下部と路面部との距離は、2.5m（車道にあつては4.5m）以上確保されていること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・出幅は、官民境界から1m以内であること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・相当強度の風雨、地震等に耐える強固なものであること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・構造、色彩等は信号機、道路標識に類似していないこと。また、それらの効用を妨げないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン及び表示内容は美観風致を考慮したものであること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・電光式、照明式及び反射材料式に該当しないものであること。（ただし、自家用看板等及び照明式バス停留所標識に添架する看板については、電光式又は照明式に限り可）

[施行令第7条第2号に掲げる工作物]

項 目	種別	審 査 内 容
工 事 用 足 場 等		<ul style="list-style-type: none"> ・歩行に支障のない残存歩道幅員が確保されていること。（官民境界からの出幅は1 m以内であること。）
		<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて歩行者用の誘導員が設けられていること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてアサガオ（防護柵）、防護シート、保安灯が設けられていること。（柵は、外部足場の高さが10 m以内で1段、20 m以上の場合は2段以上を標準とする。）
		<ul style="list-style-type: none"> ・相当強度の風雨、地震等に耐える強固なものであること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・占有面積は、投影面積で把握されていること。